

# 令和5年第4回長南町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議案第1号 長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求ることについて

日程第 8 議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算(第6号)について

日程第 9 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(9名)

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	こ	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	7番	松	野	唱	平	君	
8番	森	川	剛	典	君	9番	板	倉	正	勝	君	
10番	加	藤	喜	男	君							

## 欠席議員(1名)

6番 御園生 明君

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副 (ガス課長事務取扱)	町長	佐久間	静夫	君
教育長	糸井	仁志	君	総務課長	仁茂田	宏子	君	
企画財政課長	河野	勉	君	税務住民課長	江澤	卓哉	君	
福祉課長	谷	英樹	君	健康保険課長	金坂	美智子	君	

生活環境課長 三上達也君 教育課長 三十尾成弘君  
教育課主幹 徳永哲生君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ともご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

御園生議員から、家族病気加療のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、令和5年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、季節柄公私ともにご多用の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年9月8日の台風第13号接近に伴う大雨による災害では、令和元年に続く被害が発生をいたしました。9月8日の1日の雨量は412ミリであり、そのうち最大時間雨量は11時から12時までの89ミリという雨量を記録し、多くの箇所が被災し、農地・農業用施設につきましては激甚災害の指定を受けたところでございます。

現在、災害査定が実施されており、公共土木施設災害復旧事業としては、道路8か所、河川4か所、計12か所の災害査定を本日12月5日から8日の日程で実施されております。

農地・農業用施設災害復旧事業では、田13か所、揚水機12か所、ため池1か所、水路6か所、計32か所の災害査定が11月28日から12月8日までの日程で実施されております。引き続き復旧と復興に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、旧庁舎取壊し関係については、11月末現在の進捗状況は90%となり、当初の予定どおり12月末の完了に向けて工事は進んでおります。

広域行政についてでございますが、懸案でありました西消防署の建て替えにつきましては、令和5年度に用地を取得し建設に向けて事業を進めていく件については、本年第1回定例会、また第3回定例会でお伝えしているところですが、10月8日に千田地区の住民を中心に、長生郡市広域市町村圏組合消防本部による住民説明会が開催されました。

その内容となりますと、西消防署の庁舎は昭和47年に建築されてから51年が経過し、経年による建物の老朽化に加え、複雑かつ増大している消防行政需要に対応する拠点としての消防庁舎の機能を強化し、災害に強い庁舎を新たに建設する必要があります。

また、複雑多様化する様々な災害に対応するための技術習得訓練が常時行えるような訓練スペースと施設を整備する必要があることから、新庁舎の候補用地については現在の西消防署の北側を予定しています。

庁舎の規模ですが、長生村の長生分署と同等の約900平米とし、採光を意識したレイアウトや、太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した庁舎として、令和9年度に開署を予定しています。

さて、本定例会でございますが、条例議案2件、財産の無償貸付1件、補正予算1件の4件を提案させていただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

### ◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和5年第4回長南町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 宮 崎 裕 一 君

4番 河 野 康二郎 君

を指名します。

---

### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 森川剛典君登壇〕

○議会運営委員長（森川剛典君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、条例の一部改正1件、財産の無償貸付1件、補正予算1件の計4議案が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日5日から8日までの4日間にすることに決定をいたしました。

また、一般質問は3人の議員が行うことになっており、本日に行うことといたしました。

詳細の日程については、お手元に配付いたしました令和5年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松野唱平君）　日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長報告のとおり、本日5日から8日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日5日から8日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松野唱平君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案4件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、議長等が出席した主な会議報告はお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第1号～議案第4号の上程、説明

○議長（松野唱平君）　日程第5、議案第1号　長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第4号　令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　議案第1号から議案第4号まで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号　長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案は西地区において昨年度から実施しておりました有線共聴施設の光化改修工事が今年度内に完了することから、その管理区分等を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号　長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号　財産の無償貸付につき議決を求めるについてでございますが、本案は、旧長南小学校の跡地活用については、一般社団法人おかえり集学校に対し5年間の無償貸付を行ってきたところですが、令和6年3月31日で契約期間が満了となることから、同社から契約更新の申出がありました。

当該企業は、地元雇用の創出や町民の利活用等、地域の活性化及び地域貢献が今後も期待できることから、

来年の令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、建物の底地については有償貸付するものとし、校舎及び附属物は無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、本補正予算は、総務費では有線共聴施設維持工事及びマイナンバーカード申請サポート業務委託の追加を、民生費では、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、低所得世帯に対し1世帯当たり7万円を追加給付する経費を、衛生費では、台風第13号により全壊した家屋解体に係る経費を、災害復旧費では、台風第13号により被災した農地・農業用施設及び道路・河川災害復旧工事費を追加するもので、歳入歳出予算それぞれに5億406万2,000円を追加し、予算の総額を58億8,089万1,000円にしようとするものでございます。

以上が本定例議会に提案しております4議案の概要でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也君登壇〕

○生活環境課長（三上達也君） それでは、議案第1号 長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、本条例の概要でございますが、先ほど提案理由のご説明の中にもありましたように、従前、地上デジタルテレビ放送を優先接続、これは同軸ケーブルといいまして、金属のケーブルを用いて視聴していた茗荷沢、佐坪、市野々、竹林、岩撫、水沼及び山内地区について、昨年度から継続費を組む中で実施してまいりました有線共聴施設の光化改修工事、この工事が完了する見込みであり、光ケーブルを用いた地上デジタルテレビ放送の提供を新たに開始するということから、設置及び管理に関する条例を新規制定するものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

第1条、目的でございます。長南町内におけるテレビ放送の難視聴区域の解消を図り、もって当該地域住民の福祉と生活環境の向上に資することを目的に、長南町有線共聴施設を設置するとするものでございます。

第2条、名称及び位置でございますが、この有線共聴施設の名称を定め、受信点の位置をお示ししてございます。この受信点でございますが、元の富士工業の跡地、役場の脇でございます。現在は町有地となっております場所に受信点を設置しております、ここで東京スカイツリーからの電波を受け取り、この受信点から光ケーブルを通じて、先ほど申し上げました各地区へ信号を送るという事業でございます。

なお、この住所でございますが、受信点の位置として総務省に届出をしておる、この住所を記載してござい

ます。

続いて、第3条については本条例における語句の定義、それから第4条では事業の内容を定めてございます。以降、本条例の要点に絞ってご説明を申し上げますので、別冊となっております参考資料の1ページをお開きいただければと思います。

参考資料、1ページでございます。

ページ中段の2、制定の内容についてご覧をいただければと思います。

1つ目に、第5条、事業の区域ということでございますが、これはこの有線共聴施設を通じたサービスの提供を行う区域を定めておりまして、この事業区域を旧長南西地区テレビ共同受信組合の区域とするものでございます。先ほど申し上げました字のうち、旧受信組合のエリア内の住宅等に業務の提供、すなわち地上デジタルテレビ放送の提供を行うというものでございます。

次に、第8条、施設の設置及び管理等でございますが、これは町と加入者の責任区分をうたう規定でございまして、各家庭に設置される光受信機、これは家庭の外壁につけられるものなんですが、この光受信機を境としまして下流側を加入者、上流側を町の管理とするというものでございます。ここで言う上流側とは、先ほど申し上げました役場脇の受信点から各家庭に取り付けられている光受信機、この入り口までを指し、そこまでの伝送路設備、受信点から光受信機の入り口までは町の管理としまして、光受信機を含んで宅内側を所有者の管理とするものでございます。

最後に、附則部分で定めておりますが、施行期日につきましては令和6年4月1日を予定してございます。

以上、大変雑駁ではございましたが、長南町有線共聴施設の設置及び管理に関する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

金坂健康保険課長。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出、長南町長、平野貞夫。

内容につきましては参考資料を中心に説明させていただきます。参考資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に施行され、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布されたことにより、地方税法等の一部改正が生じ、国民健康保険税における産前産後期間に係る所得割

額及び均等割額を免除する制度が令和6年1月1日から施行されることに伴い、長南町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、第21条に1項を加え、第22条の2の次に1条を追加するものでございます。

2の改正の内容でございますが、子育て世代の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国、地方の取組として、産前産後の期間、国民健康保険税が免除される制度が令和6年1月1日から施行されます。免除の対象となる方は、出産する予定または出産した国民健康保険の被保険者でございまして、この制度での出産は妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産、早産も対象となります。

免除の期間は、資料の3ページの参考にも記載しておりますが、単胎妊娠の場合は出産日または出産予定日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産日または出産予定日が属する月の3か月前から6か月間となります。

免除の対象保険税は、出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額でございます。また、保険税の免除に係る費用負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となります。

施行の日は令和6年1月1日からとし、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用させていただき、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例のとおりとさせていただくものでございます。

今回の改正により免除の対象となる方は令和5年11月以降に出産された方となりまして、令和5年11月に出産の場合、令和6年1月分の保険税が免除となります。令和5年12月に出産の場合、令和6年1月及び2月分の保険税が免除となります。

なお、現時点ではございますが、令和5年度に免除の対象となる被保険者はおりません。

また、4ページ以降は新旧対照表となりますので後ほどご覧ください。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第3号につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 財産の無償貸付につき議決を求めるについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては議案書10ページ、また参考資料8ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1、無償貸付する財産の種類でございます。建物及び建物の附属物とするものでございます。

2、無償貸付する財産の所在等でございますが、所在につきましては長南町長南770番地1地先、旧長南町立長南小学校でございます。建物につきましては本校舎でございまして、鉄筋コンクリート造り、延べ床面積1,906平方メートルでございます。建物の附属物といたしましては、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他設備でございます。

3、相手方でございますが、所在地は埼玉県さいたま市緑区三室50番地114、名称は一般社団法人おかえり集学校、代表者は代表理事、碇 敏之氏でございます。

ここで貸付けの相手方について申し上げます。平成30年2月1日付での使用貸借契約書では、借主はリングロー株式会社代表取締役、碇 敏之氏でございましたが、令和5年3月15日付で集学校部門が一般社団法人おかえり集学校として分社化されたことに伴い、現在は一般社団法人おかえり集学校代表理事、碇 敏之氏が借主となり事業を継承しております。

4、無償貸付の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

このたびの貸付けに当たりましての変更点といたしましては、学校建物の建築面積753平方メートルの土地については、年間21万9,500円の有償貸付といたします。

それではここで、小学校跡地活用として、旧長南小学校跡地の貸付契約の期間が令和6年3月31日で満了するに当たり、普通財産貸付申請書が令和5年11月1日付で提出されましたので、これまでの経緯をご説明申し上げます。

令和5年度第1回空き公共施設活用検討委員会が11月13日に開催され、一般社団法人おかえり集学校から、旧長南小学校の跡地利活用を更新し、継続使用を希望する活用提案の申出がございました。

提案内容につきましては、パソコンやスマートフォンに関する修理や買取り、また無料相談業務を引き続き実施するほか、今後はIT機器相談受付や、自治体や企業へのデジタルトランスフォーメーションの提案などのITコンサルティングや、パソコンをはじめとするスマートフォンやタブレットの物販、空き教室を活用したイベントの企画や運営、共同企業との連携を図ったIT人材育成やサポートなどを実施してまいりたいとのことでございます。

この提案内容は検討委員会で協議され、審議の結果では賛成者13名、反対者なしとの結果となり、11月20日付で、検討委員会会長による町長への報告書には、一般社団法人おかえり集学校が長南町へ進出し、この5年間の事業実績及び今後の事業展開に対する各委員の意見集約の結果、今後の継続活用については妥当であるとの判断をいただき、了承をされております。

この審議結果を受理いたしました町といたしましては、この5年間、地域に根差した実績や町民の利活用、また地域活性化や公共施設の維持が引き続き期待できることから、無償貸付の議決を求めるものでございます。

参考資料9ページの無償貸付の理由といたしましては、ア及びイとして、財政上のメリットとして、法人町民税及び個人住民税としての歳入が見込まれます。また、施設維持管理経費の削減により年間約100万円程度の町の財政負担が縮減、圧縮することが見込まれます。ウとして、運営スタッフなどの雇用の創出が今後も見込まれます。エとして、地域貢献やイベント関係として、コロナワクチン代行予約や希望調査など、延べ2,200件の業務の実績や、マイナンバーカード出張申請受付、申請サポート業務など行政との連携、また災害ボランティアへの協力や地元のイベントなど、地域に密着し積極的に住民との交流を図り、地域に貢献されて

おります。才として、おかえり集学校として、全国展開による長南町の知名度アップに努められ、パソコンやスマートフォンに関する無料相談や買取り業務、空き教室の利活用など、地域住民が集える場となり、毎月1,060人程度の利用者がございます。

以上のことから無償による貸付けをお願いするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第3号の内容の説明とさせていただきます。

ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度長南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億406万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,089万1,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。変更といたしまして、今回の災害の関係で借り入れを予定しております限度額につきまして、事業量の増加による事業費の上昇に伴い変更してございます。内訳といたしましては、農林施設災害復旧事業として、限度額2,600万円を4,620万円に、公共土木施設災害復旧事業として、限度額8,270万円を1億7,190万円に、合計2億1,810万円に限度額を変更しようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりで変更はございません。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、11目有線共聴施設管理事業費では、14節工事請負費で、8月に佐坪地区で発生した火災により緊急修繕工事を実施するなど、想定以上の工事費を要したことから、今後の工事費に不足が

見込まれるため、82万3,000円を追加するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、12節委託料で、住民記録システム改修委託料として、マイナンバーカードの氏名へのローマ字表記に対応するための改修委託料として26万4,000円、マイナンバーカード出張申請受付及び申請サポート業務委託料として、マイナンバーカードの取得率向上のため長南集学校に出張申請や申請サポート業務を委託する事業委託料として65万5,000円、合わせて91万9,000円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、両事業とも国庫補助金で10分の10の事業となっており、マイナンバーカード交付事務費補助金65万5,000円及び社会保障・税番号システム整備費補助金26万4,000円を活用いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、まず初めに6月の2号補正で行いました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援で実施をしました事業、1世帯3万円の給付に、今回、デフレ脱却のための総合経済対策に基づきます重点支援地方交付金として1世帯7万円の給付を追加し、合計10万円を給付することで低所得世帯を支援するものです。対象世帯は前回と同世帯の800世帯を見込んでおります。内訳としまして、10節需用費、11節役務費のほか、12節委託料で、システム運用業務委託料として132万円を追加し、17節備品購入費のほか、11ページも併せてご覧ください。18節負担金補助及び交付金で、1世帯7万円の給付金として800世帯分、5,600万円の追加をお願いするものでございます。

また、12節委託料で、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定に係る障害福祉管理システム改修委託料として33万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、障害者総合支援事業補助金16万5,000円、国庫補助率が2分の1及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,766万円、こちらは補助率、国庫で10分の10を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、22節償還金利子及び割引料で、児童手当交付金返還金として前年度の国庫分の児童手当交付金の返還金10万5,000円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費では、12節委託料で、台風第13号災害による全壊家屋の解体委託を1件分、災害廃棄物処理業務委託料として250万円の追加をお願いするものです。

18節負担金補助及び交付金で、同じく台風第13号災害による全壊家屋に係る解体費用の償還を1件分、災害廃棄物処理事業補助金として250万円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、国庫補助金、災害等廃棄物処理事業補助金250万円、こちら国庫補助率2分の1となります、を充てさせていただくものでございます。

なお、町負担分の残りの2分の1の8割分は特別交付税として措置が見込まれております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、7節報償費で有害鳥獣駆除報奨金を前回の9月補正で606万円の追加補正をいただいておりますが、現在の捕獲頭数も想定以上に多く、年間の捕獲頭数見込みも、全体で補正前よりさらに350頭ほどの増を見込む中で384万円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、県補助金、野生獣管理事業補助金147万8,000円を、増加の捕獲頭数を見込む中で充てさせていただくものでございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、10節需用費、修繕料としまして3か所分、122万円の追加をお願いするものです。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費について、12ページとなります。1目農地・農業用施設災害復旧費では、12節委託料で、農地・農業用施設災害実施設計委託料として補助率増嵩申請書類の作成委託料など3件分、合わせて1,100万円を追加し、14節工事請負費で、農地・農業用施設災害復旧工事のうち、補助災害復旧工事として、見込み単価や箇所数の変更に伴い2,850万円を追加、新たに農地13か所、水路6か所、ため池1か所の災害復旧工事を合わせまして1億2,640万円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、国庫補助金、農地・農業用施設災害復旧事業補助金として1億494万5,000円を充てさせていただくものでございます。地方債につきましては、町債の補助災害復旧事業債2,020万円を、国庫分の農地・農業用施設の設計や農地・農業用施設の工事に係る部分に充てさせていただくものでございます。その他につきましては、分担金、農地・農業用施設災害復旧事業分担金として、揚水機場の受益者負担分担金及び農地の受益者分担金を合わせて584万円を充てさせていただくものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、14節工事請負費で、補助道路災害復旧工事として8路線分1億5,800万円を追加し、単独道路災害復旧工事として、全体被災箇所の増加に伴い、全体で287か所となっており、2,365万円を追加し、両工事合わせて1億8,165万円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、国庫負担金、道路災害復旧費負担金として、補助率66.7%の負担率で1億538万6,000円を充てさせていただくものでございます。地方債につきましては、町債の補助災害復旧事業債5,260万円を補助道路災害に係る工事費分として充てさせていただくものでございます。

2目河川災害復旧費では、14節工事請負費で、補助河川災害復旧工事として、4か所分1億1,000万円を追加し、単独河川災害復旧工事として、被災箇所の増加に伴い、全体で20か所の増となっておりまして、297万円を追加し、両工事合わせて1億1,297万円の追加をお願いするものです。

21節補償補填及び賠償金で、立木伐採補償費として、芝原川の河川災害復旧工事実施に伴います工事エリア確保のため49万5,000円の追加をお願いするものです。特定財源につきましては、国庫負担金、河川災害復旧費負担金として、補助事業費の66.7%の負担率で7,337万円を充てさせていただくものでございます。地方債につきましては、町債の補助災害復旧事業債3,660万円を補助河川災害に係る公費分として充てさせていただくものでございます。

4項その他公共施設等災害復旧費、1目その他公共施設等災害復旧費では、12節委託料で野見金公園あじさい園のり面の公園崩落土整備業務委託料として165万円の追加をお願いするものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税で、普通交付税の今年度決定額に対する留保額から災害復旧費以外の一般財源に対して467万5,000円を充てさせていただくものでございます。

13款分担金及び負担金、15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

19款繰入金、1項繰入金、9ページとなります。1目財政調整基金繰入金で、災害復旧費に係ります一般財源として3,772万4,000円を充てさせていただくものでございます。

22款町債につきましても、歳出においてご説明させていただきましたので説明は省略をさせていただきます。

なお、13ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、後ほどご覧いただけます。

以上で、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第6号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようございますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第4号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第8、議案第4号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号から日程第8、議案第4号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

（午前10時54分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

### ◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日、質問順位1番から3番までの全てを行います。

念のため内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

---

### ◇ 太 田 久 之 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、1番、太田君。

〔1番 太田久之君質問席〕

○1番（太田久之君） 1番、太田でございます。

議長のお許しを得ましたので、2023年9月8日の台風第13号に伴う豪雨災害での災害対応及び今後の災害対策と、避難場所と避難所についての2点について伺いたいと思います。

質問に先立ちまして、今回の豪雨では、長南町をはじめ茂原市など近隣市町村に甚大な被害が出ました。被災者の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、復旧作業をしていただきましたボランティアの方々、消防団の方々、建設業の方々、関係各位の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

最近では2019年10月25日の台風第21号が記憶に新しいところであります、今回の豪雨被害はこれを上回ると言われています。今回の台風第13号は、東海道沖に接近し、勢力がさほど強くなく、そのまま衰弱していきましたが、上陸しなかったにもかかわらず、台風の北東側で発達した雲がまとまり、小規模な低気圧となって、台風の周囲を回る暖かく湿った空気が継続的に流入したことで雨雲が発達し、房総半島の地形による効果での発達も加わり、台風の中心から離れたところで記録的な大雨になったと考えられるそうです。

気象庁の簡易的な判断手段では線状降水帯が解析され、顕著な大雨に関する気象情報が発表されました。茂原市では、9月の平均雨量229.5ミリのところ、6時間の降水量が278ミリを観測し、1976年以降の観測史上1位の記録の1.7倍に当たる大幅な記録更新となりました。

ウェザーニュースアプリのウェザーリポートでは、今回の大雨で深い冠水や浸水の被害が大きかった地域は、おおむね6時間雨量が150ミリ程度以上であり、地域特性や雨の継続時間帯にも左右されるため一概には言えないが、一つの目安と考えることはできるそうだと報告しています。

千葉県がまとめた最終被害状況報告では、今回の台風第13号に伴う大雨の影響について、住宅では全壊4棟、半壊203棟、一部損壊51棟、床上浸水709棟、床下浸水1,372棟の合計2,339棟であり、人的被害は軽傷者5名、農林水産業の被害総額は千葉県の33市町村で被害総額は35億7,000万円と発表しています。最も被害額が大きかったのが農地・農業用施設で、被害額は27億5,400万円であり、全体の約8割を占めています。内訳として、崖やのり面が崩れ、隣接する農地や農道、水路に土砂が流れ込んだとしています。

この状況を踏まえ、総務省は、大きな被害を受けた福島県、茨城県、千葉県に対して、11月の普通交付税の一部42億3,400万円を繰り上げて交付、そのうち長南町には1億2,600万円を9月19日に交付するとありました。

冒頭、平野町長よりもご報告がございましたが、今回の豪雨での長南町の被害状況については、広報ちょうどなん10月号に掲載され、また、被災された方への支援制度につきましても10月号及び11月号で紹介されていますが、改めてここで被害報告件数と被害報告に対してどのような対応をし、今現在どのような状況なのか、また、令和元年災との比較はどうなのかを併せて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） このたびの被害件数などを申し上げますと、土砂崩落による損壊15件、床上浸水45件、床下浸水15件につきましては罹災証明の発行を行っておりまして、倉庫や車など41件の被災証明の発行をいたしました。また、床上浸水、床下浸水の被害を受けたお宅には、消毒の実施や消毒液の配布を行ったところでございます。

また、道路被害381件、河川被害32件、裏山の崩落160件、農地・農業用施設災害270件につきましては、各担当課での現地確認や今後の復旧方法を検討してまいりまして、居住する住宅の敷地に土砂などが崩落し被害を受けた場合には、撤去費用の30%とし、上限30万円の助成として、18件の助成の交付を実施しております。

また、農地・農業用施設被害では、10万円以上の復旧工事費を対象に30%とし、上限12万円の助成といたしまして、7件の申請がございます。

住宅の応急修理では29件の交付を実施しております。

住宅被害の全壊家屋2棟につきましては、被災者生活再建支援金の申請がされており、先日支援金を受給されたとのことで伺っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 重ねてなんですけれども、令和元年災との比較があればよろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、元年災との比較ということになりますけれども、令和元年の状況を申し上げますと、令和元年の10月25日の大雨による災害では、全壊2棟、半壊認定の床上浸水61棟、床下浸水86棟、道路被害260か所、河川被害48か所、裏山崩落199か所、林道被害1か所、農地・農業用施設243か所となっておりまして、人的被害では死者2名、重傷者2名でございました。

今回の災害では、全壊2棟、半壊24棟、床上浸水49棟、床下浸水80棟、道路被害381か所、河川被害32か所、裏山崩落160か所、農地・農業用施設270か所でございまして、人的被害はございませんでした。

比較いたしますと、今回の災害では全壊家屋は同数となり、半壊37棟の減、床上浸水12棟の減、床下浸水6棟の減、道路被害121か所の増、河川被害16か所の減、裏山崩落39か所の減、林道被害はゼロ、農地・農業用施設27か所の増となっております。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 前回の被害では、答弁にもございましたが、お亡くなりになられた方やけがをされた方もございました。本当に残念なことであり、ご家族の心中お察し申し上げます。そして今回の災害では、住宅への被害件数は前回よりは少なかったものの、相当数の住宅が被害に遭われております。農地関連に関しても、被害が減ってはいるものの、増えている実績であると思います。長南町全体として、裏山崩落、農地・農業用施設、道路被害、河川被害は甚大な被害かと思います。

ただ、今回は負傷者がいなかったことはよかったですだと思います。あわせて、住宅応急修理費の交付と全壊家屋への支援金の支給はスピード感があり、よかったです。

そこで、今回の豪雨災害で家屋に被害を受けた方で、仮設住宅や借上住宅などのご相談があったか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今回は、借上住宅の相談は1件ございましたが、話し合いの結果、ご自身で近隣の住宅に住まわれることになりましたので、お知らせいたします。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） それでは、4年前の災害や今回の災害等を含め、災害時の対応マニュアル等はあるかと思いますけれども、今回の災害の反省点と今後の課題等があれば伺います。

○議長（松野唱平君） 仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今回の災害の反省点と課題ということですが、災害対策の基本であります自助・共助・公助のうち、共助として、地域住民が連携して町の安全はみんなで守る、このことが防災組織としての大きな役割でありますことから、今回の災害では区長の皆様、消防団員の皆様、千葉県や他市町村の職員の応援、また関係機関の協力を得ながら対応してまいりましたことに感謝を申し上げます。

今回の災害の反省点と今後の課題でございますが、災害対応は地域防災計画に基づき災害発災時の対応や日頃の防災訓練などを行ってきておりますが、今回の災害では想定より短時間に大量の降雨があったことから、どのような状況にも対応できるよう、体制の整備と防災訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、災害時には防災無線の活用が大変重要になりますが、言葉の発信になるために分かりづらいことがありましたので、町ホームページや町公式LINEをさらに活用し、情報の提供をしてまいりたいと考えております。

また、災害時には地域の防災組織として共助の要となります自主防災組織の設立団体を増やしていくことが、災害による被害を最小限にとどめ、地域における防災活動をも活発にしていただけることから、地域に自主防災組織を一つでも多く立ち上げ、地域防災力を高めるための取組に努めていくことが大変重要だと思っております。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 防災無線の活用につきましては、その時々の町内を含む近隣地域の状況をタイムリーに住民に提供することができ、被害を未然に防ぐ大切な活用方法かと考えます。事が起きてからの周知ではなく、事が起きる前に情報を共有し、対策を講じることが肝腎なことだと考えます。失敗を恐れず、早め早めの周知が必要だと考えております。

自然災害は、その時々で同じ状況とは限りません。その時々の状況で瞬時に判断し、対応しなければならないと思いますので、常日頃から災害に対し、職員をはじめ住民が継続的な防災知識を習得しておくことが肝要かと考えます。ことわざでは、災害は忘れた頃にやってくると言いますが、近年では、災害はいつ来てもおかしくない自然環境となっております。災害に備えておくことと、一次対応次第で被害を最小限にできることを考えます。今後も、今回の災害の反省点や課題を踏まえた上で防災活動を展開し、今まで以上に住民の命を守る施策が必要だと考えます。

次に、自身の安全を守る行動は自助が基本だと思いますが、避難したくても避難できない方もいるかと思います。高齢者の方や体のご不自由な方への対応は、町の防災予防計画に、在宅要配慮者への対応として、避難行動要支援者名簿の作成等がありますが、現在の整備状況を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 避難行動要支援者支援制度につきましては、災害発生時に支援を必要とする独り

暮らしの高齢者や障害のある方などに対して、自治会や自主防災組織、民生児童委員、隣近所の皆さんによる避難支援等、関係者が連携して支援を行っていく制度でありまして、行政が避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者に情報を提供し、地域の支え合いで避難行動要支援者を支援するものでございますが、現在は本町では災害時要援護者名簿を福祉課で整備し、災害時に対応している状況でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） それでは、災害時要援護者の方は、現在長南町として何名の方が登録されているか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 登録者は各地区で3から5名程度、多い地区ですと十数名程度で、長南町全体では170名が登録されております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） それでは、今回の災害で災害時要支援者の方への対応はどうされたか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 災害時要援護者につきましては、民生委員としてふだんから見守りや訪問活動を行っている中で、災害から身を守るために避難する際、障害のある方や独り暮らしの高齢者、また高齢者のみの世帯の方などで、何かしらの支援が必要な方をあらかじめ台帳に登録しております。

また、登録する際は、避難支援を迅速に行うため、事前に登録申請書に住所や氏名のほか緊急時の家族等の連絡先を記載していただき、さらに、災害時にこの情報を警察や消防など関係支援団体等へ情報提供することを承諾していただくことを条件に、台帳に登録させていただいております。

今回の台風第13号の際の対応といたしましては、避難所が開設された初期の段階で、要援護者の中でも特に見守りが必要とされる方について、各地区の民生委員に状況確認を含め声かけ等をしていただきました。また、発災後についても要援護者の支援などを行っていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 災害時要援護者の方への対応につきましては、風水害などの場合、事前に対応することが可能と考えます。今回も事前の対応がされているとのことです。安否確認等の連絡手段、事前避難など、きめ細かな対応をすることで人命を守ることにつながると考えます。

災害時要支援者の方の登録が目的ではなく、災害時要援護者の方の命を守ることが目的と考えます。近年の災害において、高齢者の方や障害者の方が犠牲となつておらず、災害における全体の死者のうち65歳の高齢者の割合は、令和元年の台風第19号では約65%、令和2年の7月豪雨では約79%という数字が出ております。

避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成を行うことで、避難行動要支援者の命を守るだけではなく、職員の災害時の行動がスムーズに行えることや、計画づくりを通じて地域のつながりの再構築と自主

防災組織の連携も図れるとともに、地域共生社会づくりにもつながると考えます。高齢化社会となり、災害時要援護者の数も増えることが予想されますので、今現在は努力義務であるかと思いますが、避難体制の整備を早急に取り組むべきと考えます。

次に、避難場所及び避難所について伺います。

町のホームページには、現在、避難場所として長南地区に長南中学校と旧長南小学校、豊栄地区に旧豊栄小学校、東地区に旧東小学校、西地区に旧西小学校と陸上競技場があり、避難場所として長南地区に中央公民館、長南中学校、旧長南小学校、豊栄地区に旧豊栄小学校、東地区に旧東小学校、西地区に旧西小学校となっております。

そこで、避難場所と避難所の区分けは、どのような状況を踏まえて区別しているのかをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） まず、避難場所については、緊急に避難するためのグラウンドなどの場所を位置づけするものであります。避難所は一時的に滞在することができる施設となっております。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） それでは、今回の豪雨でどこの避難場所、避難所に何人の方が避難し、避難時間はどの程度だったかを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今回の災害におきましては、町中央公民館では延べ19人の方が避難をされ、9月8日午前7時40分に避難所を開設し、9月10日午前10時に避難所を閉鎖いたしました。

各旧小学校の避難者の状況でございますけれども、旧長南小学校では避難者はおりませんでした。旧豊栄小学校では延べ12人となり、旧東小学校では延べ2人となりました。旧西小学校では延べ6人の方が避難をいたしました、日時は9月8日午前9時に開設をし、9月9日午前9時に避難所を閉鎖いたしました。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） それでは、避難場所、避難所として、今回の災害も含めてですけれども、浸水する可能性のある場所があるかないかお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 避難場所として指定をしております旧豊栄小学校と長南中学校のグラウンドにつきましては、一時的に雨水を貯留する構造となっておりますので、甚大な洪水災害の際には避難場所としてふさわしくない場所となるかと思っております。

このことから、災害の種類に応じた避難場所の情報提供を行う必要があると考えております。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 避難訓練等が行われていると思いますけれども、地域での訓練時はいつも同じ避難場所、避難所で行っていると思います。住民が当たり前という認識で、ここは安全という概念ではなく、災害によっ

ては避難場所に危険が潜んでいる可能性があると思います。これは実例ですけれども、災害の規模は違いますけれども、東日本大震災で陸前高田市や釜石市では低地の公共施設、市民体育館、地域防災センターなどに多くの住民が避難し、その後津波の襲来を受けたことが犠牲者を増加させる要因にもつながっていると聞いております。

ホームページでの避難所及び避難場所の表記を地震、風水害、火災など、様々な災害の状況に応じた詳細なものとし、分かりやすく表記すべきと考えます。

これも災害予防計画にありますが、貯水槽、災害用井戸の整備であります。飲料水の確保は備蓄されていると思いますが、生活用水の確保も必要なことと考えます。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 貯水槽及び災害用井戸の整備につきましては、現在進んでおりませんが、整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

飲料水につきましては、各避難所の防災倉庫に備蓄しております、また広域水道部などから給水車が配車される計画となっております。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 災害があったとき、生活用水の確保は大変重要なことだと思いますので、早急に取り組むべきと考えます。

次に、先ほどからも出ていますけれども、避難所には備蓄倉庫が設置されていると思います。保存食や備蓄品の管理方法についてお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 各避難所には防災倉庫を設置しております、保存食や飲料水などを備蓄しております。また、台帳管理により消費期限や備蓄品の点検を行っております。

なお、防災訓練時などの際には、期限が近いものは入替えを行っている状況でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 消費期限の管理や備蓄品の点検など日常管理が大変重要だと考えます。いざというときに使えない場合は、何のための防災備蓄倉庫か分からなくなってしまいます。日々の点検と備品の更新は適時必要ですので、定期的な点検をお願いしたいと思います。

次に、避難所の非常用電源及び空調設備の設置についてお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 各避難所への非常用電源につきましては、発電機を配備しております。空調設備につきましては、中央公民館には完備されております。旧豊栄小学校、また旧西小学校につきましては、企業から教室を避難所として開放していただいておりますので、エアコンが設置されている状況でございます。しかしながら、旧長南小学校、また旧東小学校につきましては、避難所が体育館であるためにエアコンは設置し

ておりません。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 先ほどの総務課長の答弁で、風水害では長南中学校の校庭は別の用途があるとお聞きしましたが、地震災害等では長南中学校は駐車場としてのスペースも十分確保でき、体育館に非常用電源及び空調設備を整備した避難場所とすることがベストな対策と考えます。長南中学校の体育館であれば、夏期の体育の授業、児童が炎天下の中を屋外で行うのではなく、空調設備のある体育館で授業ができ、部活動でも子供たちが使用することも可能となり、町民としても、町としても有効な施設になるかと考えますが、いかがでしょうか。町のお考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三十尾教育課長。

○教育課長（三十尾成弘君） 中学校体育館の空調設備につきましては、第3回議会定例会決算特別委員会におきまして、気候変動に対応して運動等の活動が安全にできるよう、体育館に空調施設の整備を検討されたいとのことでしたので、既に検討のほうは進めております。

避難所の関係につきましては、防災担当の総務課のほうと調整する中で、財源の確保と併せてさらに検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、太田君。

○1番（太田久之君） 検討していただいているということですので、よろしくお願ひいたします。

避難所に避難はしたものの、真夏の災害で熱中症になってしまっては何のための避難所なのか分からなくなってしまいます。災害は台風だけではなく、地震でもありますし、新型コロナウイルス感染症のときのように、感染者の仮設受入れ場所等になる可能性もございます。行政としては最小限の想定ではなく、最大限を想定して設備を整える責務があると考えます。

国の交付金に学校施設環境改善交付金があります。また、令和6年度文部科学省の概算要求の中に、体育館等の防災機能強化を事項要求として予算要望もしております。内容は、学校の体育館の非構造部材を含めた耐震対策や浸水対策がいまだ十分とは言えない状況であり、さらに、被災者が快適に過ごせるための冷暖房空調機器や多目的トイレ、マンホールトイレの整備のほか、電気、ガスが停止した場合に備えた自家発電機やLPガスの備蓄などを早急に進めていくことが必要であるとしております。

補助金制度を有効に活用し、町民の生命を守るとともに、子供たちの健康増進のため、町民への投資として早急に検討すべきではないでしょうか。

最後に、災害時の基本は、自身の安全は自身が守ることが第一であり、自助努力が必要不可欠です。その上で、共助として、被災した者同士や、被災しなかった方々による助け合いで復興に向けて生活をしていくこととなります。

しかしながら、自助や共助は一般住民が行う防災であり、できることには限度がございます。どうしても公助として、日常生活が被災前に戻るまでの間は行政からの支援が必要となると考えます。ライフラインの復旧や今後の災害を見据えた復興対策計画や復興対策工事によって、防災長南、災害に強い長南町、町民の命を守

る長南町をPRし、水害で苦しむ他市町村の住民等が安心して生活ができる、長南町に移住したいと思える復旧・復興を図るべきと考えます。長南町としてピンチをチャンスに変えましょう。

以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで、1番、太田君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前11時48分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 鈴木ゆきこ君

○議長（松野唱平君） 次に、2番、鈴木君。

〔2番 鈴木ゆきこ君質問席〕

○2番（鈴木ゆきこ君） 2番、公明党の鈴木ゆきこです。議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、原油価格・物価高騰に直面する家計を応援するため、町内で使える長南町地域応援券を配布していただき、誠にありがとうございました。これから季節、出費がかさみ、とてもタイムリーで大変助かります。町長、大切に使わせていただきます。

それでは、一般質問を始めます。質問事項は全部で4つあります。

1つ目は災害対応について伺いますが、まずは災害対応に尽力していただいた町長をはじめ、関係各所におかれましては誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

9月8日の台風13号に伴い発生した土砂災害、浸水被害等の状況では、ブロック塀が水圧で倒れそうになり、また土砂で大きな家の土台が傾くなど、あまりにもひどく、自然災害の怖さを実感いたしました。被災された皆様は、家族や親戚総出で必死に片づけをされており、ごみ袋は広域指定の青袋を使用し、たくさん置いてありました。

ごみ袋の青はふだん使用しているので、当たり前ですが、広域指定の袋だと災害ごみとしては出せず、地域のごみ集積場に出さなければなりません。災害ごみの出し方を事前に知つていれば、普通の袋を使ったのではないでしょうか。

また、土砂災害においても、できることから片づけようと、皆さん、暑い中頑張っておられました。土砂災害箇所では、業者や重機関係、土砂の搬入場所等の手配を自らが行わなければいけないということが数日後に判明をし、業者探しが大変になり、相当なストレスがたまつたことと思います。

私もそうでしたが、被災された方は、役場職員が複数名、写真を撮ったりして状況把握はできていたので、今後の片づけ手配は役場職員がしてくれているものだと思っておりました。幸いにも、知り合いの方が重機等を持ち寄って片づけをしてくれ、共助の力で助けていただくことができました。

この知らなかつたからできなかつたことを町民の皆様にも今後生かせるように、初めて災害に遭われた方は

何をどのようにしたらよいのか、早い段階で分かるように指示を仰ぐことは難しいことなのでしょうか。対応の知らない子供たちの応援は、町外から来ることになります。

そこで、職員と区長との被害調査、確認作業がありましたが、その時点である程度の今後の流れを説明していただけないか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　今回の災害は、9月8日に大雨が降り、翌日の9日午前8時30分から区長と職員で災害調査を行っております。まずは被害の状況を把握し、その被害状況をまとめてから支援内容を決めております。

このようなことから、災害調査を実施しているときに、本町の支援内容をお示しすることは難しい状況でございますが、今回の調査時には、区長様の皆様に、住まいが被災を受けたときに最初にすることを記載いたしましたチラシを渡しまして、回覧していただけるようお願いをしたところでございます。

また、被災家屋を調査、訪問した際には、被災状況を写真で残しておくよう伝えることもいたしました。

○議長（松野唱平君）　2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君）　ありがとうございました。確かに、災害調査時には確認作業で大変だと思います。間違いがあっては大変なことになるので無理ですね。よく分かりました。

職員も異動があったり、区長も交代がある中、激甚化する災害についてどのように動いていけばよいのか、町民用のマニュアルを作成し、年度初めの区長説明会に配布をする。そして、早い段階で、いざというときの状況の違う地域の方々に、的確な周知徹底をしてもらうというのはいかがでしょうか。

また、広域のごみの出し方のようにポスターにまとめて戸別配布をするのも分かりやすくていいのかなと思いましたが、対応ができるかどうかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　9月の大雨もそうでございますが、近年は前線の影響や台風の接近による浸水や洪水、また土砂災害などにより甚大な被害が発生しておりますので、災害に備える知識や、被災後の生活再建をまとめた災害時の対応など、効果的な情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君）　2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君）　ありがとうございました。いろいろと大変かとは思いますが、ぜひ来年、春先に、遅くとも梅雨どきまでには配布ができないか、検討をお願いいたします。

次に、防災行政無線の活用について伺います。

職員が不在の夜や早朝などに防災無線の内容の確認がしたいときには、宿直に問合せをしても対応ができますか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　防災無線の放送が聞き取りにくかったり、その場合は宿直者が対応する時間に、

また放送内容を確認したい場合など、そういうときには宿直者が対応できるようにいたしますので、役場にお問合せをいただきたいと存じます。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 分かりました、ありがとうございます。町民の皆様が困らない対応をどうぞよろしくお願ひいたします。

8月の広報紙に、防災行政無線の音声確認機能は終了しましたと掲載がありました。フリーダイヤルで聞き直すことができなくなり、内容によっては町ホームページ、公式LINEでお知らせいたしますのでご確認くださいとあります。

高齢化の進んだ町民には、ホームページやLINEの活用よりも、耳からの情報が適しているのではないかと察します。今までと同じようなシステムを入れていただけないか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 現在の防災無線に更新した際に、町ホームページや町公式LINEへ発信ができるようにしたために、電話での音声確認につきましては終了をさせていただきました。

その代わりに、災害情報の内容はより繰り返し放送し、役場に問合せもしていただいた場合には的確な対応など、住民の皆様に情報が届くよう、対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございました。今までできたことができないことに変わったときには、どのような対応を取れば不便をかけずに済むのか、高齢化の進んだ町だからこそ先のことを考えて、終了してからることをいろいろ考えてみてください。

次に、子宮頸がんの撲滅に向けた取組について伺ってまいります。

2023年6月に国立がん研究センターは、HPV、ヒトパピローマウイルスが引き起こす子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公表いたしました。報告書では、子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対し、国内では横ばいが続いているデータが紹介されております。1990年前後には、イギリスやオーストラリア、アメリカよりも低かった日本の死亡率が現在は上回っていること、罹患率も増加傾向で、特に20から40代の若年層が増えている現状が分析されております。

一方で、先進国では近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だと予測もあるようです。同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる、積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼びかけております。

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対しても、キャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があります。

キャッチアップ接種は、令和6年度末まで3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月末までには1回目の接種を開始する必要があります。

そこで、令和4年度及び直近までの本町におけるキャッチアップ接種対象者の接種回数をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 子宮頸がんの発症予防を目的としたしましたH P Vワクチンの定期接種は、令和4年4月から積極的な接種勧奨を開始いたしまして、加えて定期接種を逃した方に接種の機会を提供するキャッチアップ接種を実施しております。

町では、キャッチアップの対象となる平成9年度から平成17年度までの女性179人に対し、ワクチン接種の通知を実施し、昨年度からキャッチアップ接種を開始いたしました。令和4年度の接種回数は16回、今年度、令和5年4月から10月末では22回の接種をいただいております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） どうもありがとうございました。接種の仕方が異なるのでいろいろと大変かとは思いますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

厚労省が調査したH P Vワクチンに関する市民の認知度調査の結果では、積極的勧奨を再開したことについて、対象者本人の53%、保護者の23%が知らない、または聞いたことがない。キャッチアップ接種については、対象者本人、高校2年生相当から1997年度生まれの女性の53%、保護者、小学校6年から高校3年相当の娘の保護者の26%が知らない、または聞いたことがないとの結果が出ており、対象者に対して情報が十分伝わっておりません。

最終期限をお知らせする個別通知を実施するとともに、それ以外にもあらゆる手段で、対象者の不安を払拭する啓発をキャッチアップ期間内に集中して行うべきと考えます。

町としては、接種率を上げるためにどのような周知啓発を行うのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） H P Vワクチンの定期接種を逃した方に接種の機会を提供しているキャッチアップ接種でございますが、鈴木議員さんのおっしゃるとおり、令和7年3月まで公費で接種することができます。この接種可能な期間のお知らせを含め、キャッチアップの対象者全員に今年度当初、ワクチンの接種のご案内をしております。

町といたしましては、対象期間の最終年度であります令和6年度におきましても、未接種のキャッチアップ対象者全員に接種のご案内を実施したいと考えております。あわせて、広報や町ホームページなどを活用し、さらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございました。

子宮頸がんは、ワクチンと検診で予防ができるがんです。諸外国同様に子宮頸がん撲滅に向けて進むには、この1年間の取組が大変重要になります。キャッチアップ接種期間内にしっかりと理解と接種が進むよう、あらゆる啓発を集中して行っていただきますよう要望し、次の質問に移ります。

次の質問事項は、子育て世帯への包括的な支援について伺ってまいります。

2022年、我が国の出生数は77万747人と最少を更新し、1899年に統計を取り始めて以来、初めて80万人を下回りました。合計特殊出生率は前年の1.30から1.26に下がり、2005年と並んで過去最低となっております。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの1人の女性が生涯に産む子供の数を示す数値ですが、15歳から49歳までの年齢別に限定した女性人口を用いるので「特殊」がついております。

人口が増えるか減るかの境目は2.07と言われております。2005年には1.26となり最低を記録した後、合計特殊出生率は、国や自治体などの様々な努力の結果もあり、2015年には1.45まで回復いたしました。しかし、2016年からは再び減少に転じ、コロナの影響も重なって2022年の結果となっております。

2010年の出生動向基本調査によると、夫婦が予定している子供の数は2.07人です。また、18歳から34歳の独身者の9割はいずれ結婚したいと思っていて、平均2.12人の子供をつくりたいと考えております。これらの希望に、離別や死別等の影響を加味して算出した国民希望出生率は1.83となるそうです。若者が希望どおり結婚し出産できる社会をつくることで、出生率をこの国民希望出生率にほぼ近い1.8程度まで高めるというのが、当面の我が国の目標となっております。

出生率はあくまでも結果の数字であり、少子化の背景には様々な社会課題が横たわっております。これまで複雑で多様な課題に適切に応える取組ができないまま、出生率の回復は実現できませんでした。課題に総合的に応えていくためには、子供が生まれ健やかに育つことを社会の中心課題に捉えて、社会全体の在り方を大きく変えていくことが求められております。こうした認識が広まってきております。

こうしたことから、政府は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国の社会の真ん中に捉えて、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しをする、こどもまんなか社会を目指すことといたしました。

そして、その理念を定めたこども基本法が成立し、その取組のための司令塔となるこども家庭庁が今年4月1日に発足いたしました。

こども家庭庁では、国全体としての子供政策の基本方針をつくる企画立案、総合調整、子供の成長や安全、就学前の教育・保育などに係る育成、そして困難を抱える子供や親、家庭をサポートする支援などの事務を所管します。これまで各省庁別に縦割りになりがちだった子供関連施策を内閣直結のものとして、省庁が連携して推進するため、こども家庭庁は内閣府の外局として設置されることになりました。

町においても数々の支援事業を行っていると思います。ヤングケアラーや児童虐待など、近年ではよく耳にするようになりました。そこで、児童虐待の支援について伺っていきますが、そもそも児童虐待とは具体的にどのようなことを指しているのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律により、子供に直接暴力等を振るう身体的虐待と、子供に性的な行為をすることや強要するなどの性的虐待、食事を与えない、自動車の中に放置する、あるいは重い病気になっても病院に連れていかないなどのネグレクトと言われる虐待、そして子供の前で親などが家族に暴力を振るう面前DVや暴言、きょうだい間での差別などを行う心理的虐待の4つに分類され

ており、これらを児童虐待と定義しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございました。私自身、暴力を振るうのが虐待だと認識しておりましたので、いろいろあることを知ることができました。

次に、児童虐待の現状を町として把握がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 令和4年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は21万9,170件で、昨年度と比較し1万1,510件の増となっており、全国的には増加傾向となっております。

県内の児童相談所の状況につきましては、千葉市を除くと8,747件で、昨年度と比較すると846件の減となっておりますが、全国における千葉県の順位は第4位となっており、依然、児童虐待への関心は高いと考えられております。

また、千葉県内における分類別の割合では心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、そして性的虐待の順となっております。本町においてはほぼ横ばいで推移しており、ネグレクトの割合が多い状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございました。本町でもいろいろあるんだということが分かりました。

最後に、児童虐待の具体的な支援の活用内容をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 町では、虐待事案や支援対象児童等を早期に発見し、適切な保護や支援につなげるため、要保護児童対策地域協議会を設置しており、児童相談所や警察、長生保健所などの県の機関や、小・中学校や保育所などと連携し、困難事案を早期に解決できるよう取り組んでおります。

また、このままでは虐待事案に発展してしまうおそれが高いと判断したケースについて、この要保護児童対策地域協議会で管理し、必要な支援策について関係機関と協議し、対応することとしております。

主な取組といたしましては、子育て応援コーディネーターを中心に関係機関と情報を共有、連携し合いながら、学校や家庭を訪問したり、子供やその家族の心配事や不安に思っていることを一緒に考え、よい方向となるような助言をしたり、親や子供に気づきや行動するきっかけを与えたり、あるいは適切な関係機関につなげるなど様々な支援を行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございました。数々の支援がある中、みんなで見守り育てていく、すばらしい支援に今後もぜひ取り組んでいってほしいと思います。

そして、令和6年4月1日より改正し施行される児童福祉法ですが、子育て支援をめぐる具体的な事業は、町の取組なくしては住民には届きません。

現代の母親は、核家族化が進む中で自分や夫の母親などからの支援も得にくく、産後は特に母体に影響があり、つらいと感じることがあります。そこで、産後ケア事業について、町での現在の取組状況をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 現在の取組状況はということでございますが、町では、産後に家族等の援助が十分に受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児に対し、心身のケア、育児の支援など母子の福祉の向上を図ることを目的としたとして、令和3年4月から産後ケア事業を実施しております。具体的には、母体の休息、育児相談、授乳指導など、お母さんと赤ちゃんのケアを助産師等が行います。事業の実施に当たっては、茂原市長生郡医師会との業務委託契約により、茂原市内の2か所の産院で宿泊型と日帰り型を利用することができます。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） ありがとうございます。母子ともに休息ができる支援があり、大変ありがたいことだと思います。

子ども家庭庁により新たに進める今後の基本政策の理念は、子ども・子育て当事者の視点、誰一人取り残さない支援、必要な子供や家庭に確実に届くプッシュ型、アウトリーチ型の支援などとされております。

そして、産後ケアは保健事業であるため、医療系の専門職による相談指導のみで、家事、育児に関する直接支援は含まれておりません。専門的な相談指導は極めて重要で大切な事業ですが、家事、育児の負担を抱え、疲弊している母親や家族のニーズには応えられません。

そこで、家事ヘルパー、ベビーシッターに加えて、母親に寄り添って総合的に支援ができる、資格の必要な産後ドゥーラの養成をして活用を進めていく考えはありませんか。ママと子供たちの笑顔のために、長南町こどもまんなか社会への第一歩を踏み出すことを強く願うとともに、近隣に先駆けての養成をして、産後ドゥーラを周知、活用していく考えがないかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 産後の母親に寄り添い、家事や育児をサポートする産後ドゥーラは、養成講座を受講し、試験、認定を受け、個人事業主として活躍されていると認識しております。

町といたしましては、現在のところ産後ドゥーラの養成や活用の考えはございませんが、先ほど答弁しましたとおり、国のガイドラインに示されている助産師などによる産後ケア事業を周知し、利用を希望される方に寄り添った形で支援をしていきたいと考えております。

また、産後ケアの拡充といたしまして、次年度以降、希望者のお宅に助産師を派遣する訪問型の実施を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） いろいろとありがとうございます。若いママたちも大変助かるのではないかと思います。

孤立した子育てで母親が追い詰められないよう、虐待に対する予防効果が一番高いのが産後ケアの支援であると確信しております。

訪問家事支援事業を効果的に定着させるためには、自治体ごとに産後ドゥーラなどの担い手をどう育成していくかが鍵になります。長南町も考えてはいないということですが、これからぜひ、少しでもいいので考えて聞いていただけようお願いいたします。

では、最後の質問になります。身体障害者等用駐車場の利用証について伺います。

これから役場周辺の整備がどのように進み、変化をしていくのか、私は楽しみであります。

駐車場においては、身体障害者等の駐車場の利用をする方が、難病患者など見た目では分からぬ場合があると思います。

そこで、車椅子マークのある駐車場を優先的に利用しやすいように、駐車するときにバックミラーに下げる障害者等用駐車区画利用証があります。周りの視線を気にせず堂々と駐車場に止められるよう、利用証活用ができるように町民に周知していただくことができないのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 身体障害者等用の利用証につきましては、一般的にはパーキング・パーミット制度という名称で普及しており、千葉県では令和3年7月から申請のあった方に利用証を交付しており、長南町でも既に35人の方に交付しております。

周知につきましては、県において広報やチラシ等により周知活動をしており、長南町においてはこの事業が始まった当初に広報で周知し、その後は庁舎内に県で作成したポスターを掲示することで周知させていただいているります。

しかしながら、まだ知らない方もいらっしゃると思いますので、改めて広報等で周知させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） いろいろとありがとうございます。これからもぜひ、駐車場が新しくなりますので、知らない方たちに一人でも多く知っていただけるよう、よろしくお願ひいたします。

本日はいろいろと検討をしていただくことが多く、前向きな答弁をたくさん伺うことができました。さらにスピード感を持って取り組んでいただけるよう、よろしくお願ひいたします。また、私自身、住みやすい長南町を目指して少しでもよい提案ができるよう、一層努力してまいる所存でございます。

以上で一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、2番、鈴木君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時55分からを予定しております。

(午後 1時36分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤君。

〔10番 加藤喜男君質問席〕

○10番（加藤喜男君） 議長のお許しをいただき、一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。今回もちょっと件数が多うございまして、もし途中で終わらなければ、途中で終わりにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

さて、初めに環境問題ということについてお尋ねをいたします。報恩寺地先にある化学工場の状況についてという関係でございます。

報恩寺地先、報恩寺と中原、坂本、利根里が接する山間部に工場があるわけでございますが、昨年のことですごいますが、同工場より黒煙や異臭、また爆発音が聞こえたというようなことで、近隣住民は非常に驚いたようでございます。このため、同工場の株式会社インパクトによる住民説明会があったわけで、私も途中から参加させていただきました。

同社は、廃タイヤから重油のような液体の燃料を作る工場のようございました。廃タイヤから液体燃料ができる、これが利益になるかどうかは別としまして、民間企業の事業に対しまして外野がどうこう言うことはあまりよろしくないことであります。悪臭や黒煙、また爆発音も確認され、周辺の住民の生活を脅かす事態も起きたというわけでございます。

そこで、町にこの会社の現状、町が知り得ることをここでお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 報恩寺地先におきまして、廃タイヤからバイオ燃料、これはA重油相当の製品ということでございますけれども、これを製造する工場につきましては、本年5月31日、先ほどおっしゃっておられました事業者である株式会社インパクト主催の住民説明会が開催され、報恩寺地区をはじめとして、近隣の方にお集まりいただいたというところでございます。

本件企業の進出、これは2年前に遡るわけですが、これまでに爆発音やら異臭等の事案もあったことから、地元側に不信感が根強くございまして、5月31日の説明会においても特に進展のない状況でございました。その後ですが、株式会社インパクトから株式会社Returnableに事業譲渡がなされ、この譲渡に係る経緯、それから新会社における事業展開について、先般11月30日に地元説明会が開催されたところでございます。

なお、事業の内容といたしましては、従前と同様、バイオ燃料の製造で変更はありませんが、新会社においてはJFE商事株式会社等々とも提携をする中で、その資金力や規模、こういったものを背景に、法令遵守をはじめ真摯に対応していくという説明でございました。また、地元住民の皆様方を対象とした工場見学会につ

いても、早ければ年明けにでも実施するとのことでございました。

町としても、周辺環境の安全・安心の観点から、これまでも行っておりましたが、千葉県の指導、協力、それから長生広域の消防等の関係機関との情報共有を図りつつ、地元への情報の提供、こういったものに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今からですと先月ですか、30日に新会社の説明会には、私のほか、議員も参加させていただきました。

先ほどから言っているとおり、民間の会社が利益を得るための事業ですから、外野がそうつべこべ言う筋合いはないと思いますが、問題は周辺の環境に与える影響でございます。

先ほどのとおり、同工場では悪臭、爆発などを起こした実績がもうあるわけですから、町としてはこの辺を対応していただきたいと思うわけでありますけれども、先日の30日の説明会において、私も何点か質問をさせていただきました。個人的にいろいろ整理してみると、いろいろ分からぬ点、問題点があるなということがありました。

何点か述べてみると、どうしてまたインパクトから会社がまた替わるのかというようなこと。往々にしてどんどん会社を替えていって、前の人たちがやったことについて関係ないよというようなスタンスになろうという傾向はあるようでございます。

例えばソーラーでも、ソーラーを造った人から次にどんどん替わっていって、結局誰が最後の責任者がよく分からぬというような、こういうシステム、流れというのがあって、そんなことがあるのかなというようなことが1点。

それから、先ほども言いましたが、このような規模での敷地内で採算が取れるのかなと。何人か使ってできるのかなという、これはみんな個人的な疑問ですけれども、何かほかに目的でもあるのかなというようなところも思うところでございます。

それから、30日に聞いたところによりますと、高圧の蒸気を発生させて釜の中に吹き込むというようなことを言っておりました。水は循環するということを言っていたと思いますが、これがそんなに可能なのかなという疑問点があって、大雨でも降ればどこかに一緒に流れていくのかなということ、こういうことがあるのかな、ないにこしたことはないなと思いますけれども、一抹の心配でございます。

それから、この工場は、私が役場にお世話になったとき、もう30年以上前ですけれども、何か工場が来るんだということで、ダイヤモンドエネルギーといったかな、何かそのような会社がたしか最初に来たと思います。それを聞いていて、何か鍊金術でもやるのかなというような感じで私は思っておりましたが、それは別として、この施設にある貯槽、タンクですね、既にもう30年以上を多分経過しているんでしょう。今、担当に聞きましたら、休止中であるというようなご回答をいただいておりますが、休止中といつても年月がどんどん過ぎていくわけで、それなりに老朽化していって、どこかに穴が空いて漏れないかなとか、地震に耐えられるのかなとか、いろいろちょっとと思うところがありまして、今、休止中だから、すぐ運転再開すればそのまま使えるのかというのはちょっと分かりませんけれども、法令にのっとってちゃんと点検をするならしていただきたいと。

消防もこの辺、慎重に対応して、本当に使えるタンクなのかというようなことも確認していただきたいと思うわけあります。

それから、先ほども地震がありましたが、地震でコンビナートのタンクが壊れると油が漏れるというようなことも実際にあるわけで、この場合に防油堤などがあったかどうか分かりませんけれども、ちゃんとしているのかなというようなところもちょっと疑問でございます。

それから、私、一番疑問に思っているのが、前身のインパクトの社長さん、代表、長谷川代表という方なんですが、画期的な触媒を作ったということで、よく何かユーチューブなんかで話しておりましたが、これどうなのかなと思って、もっと、そんなにいいのであれば世界に出てくるだろうということでありますけれども、そういうこともあまり聞かないで、ちょっと疑問に思うところでございます。

それから、先ほど町のほうも状況を説明していただきましたけれども、今回、新会社においてはJFE商事と提携するということ、このようなことを言っておりました。

私、その説明会でJFE商事さんに聞きました。もう実際に契約しているんですかと言ったら、全くそこまではいっていないようで、何でそこにJFE商事さんがいるのかなということでちょっと疑問にも思ったんですけども、JFEといえば、川鉄と日本鋼管が合併してできた大きい鉄鋼会社でありますと、商事というものはその関連会社ということでありまして、名前だけ聞けばすごいなということですが、どういう関係なのかなということで、ちょっと疑問に思っておるところでもございます。

また、今回説明をいただいたReturnableの代表の池田社長でございますけれども、この方は多分文化系の人だと思いますけれども、本当に運転を1回でも見ているのかなということでどうかなと思って、当日聞けませんでしたけれども、そういうことを聞けばよかったですと思っておりました。

それから、なぜ大手のタイヤメーカー、自分で作っているところが自分で処理しないのかなというような素人的な大きな疑問があって、何か回答がありましたけれども、採算が取れないというようなことなのかもしれません。

このほかにいろいろ、これは勝手な僕の疑問ですから、どうこう言うわけじゃありませんけれども、いろいろ疑問が出ております、個人的にですね。

今回の説明会が終わったときに、これはやっぱり現物を1回見学させてもらうのが一番いいなということで、Returnableの池田社長に見学させてほしいというお願いをしてみました。同氏は、見学を大歓迎と言ってくれております。このため、担当課にまたお願いしますけれども、できれば年明け、役場の仲介によりまして見学ができるといいなと思っておるところでございます。

見学すけれども、普通、見学、連続的に生産できている工場であれば、ぱっと見れば流れが全て分かりますので、そこにずっといて見なくても工場の操業状態は分かるわけですけれども、聞くところによると、今回の工場は一釜一釜ごと充填して、加熱して、冷やして、また次に進むというようなことの工場ということを言っておりますので、可能であれば原料の投入からガスを出す、あとまた冷やして抜くまで、一連を見せていただきたいと思いますので、担当課のほうにおきましてはまたその辺、先方の社長さんとの中でもこういうことを言っているということでお願いをしたいと思います。

それで、実際に事故が、事故といいますかあったわけありますから、近隣は非常に心配するわけですが、

状況によってはいいか悪いか分かりませんけれども、そっぽを向いた定点カメラか何かをつけて状況を監視というとちょっと語弊がありますけれども、何かあった場合に証拠として、また煙が出たよとか音が出ているねとか、何かあってもいいんじゃないかなと思うので、あまり工場自体にスポットを向けますとちょっとおかしいので、全体の風景を撮っているような感じで、カメラ等を町が設置してもいいかなと思います。これについて別に回答は求めませんけれども、前向きに状況によって検討していただければと思います。

それから、この工場は可燃物を扱う工場でありますから、京葉工業地帯でもどこでも事故というのは、これはあってはいけませんけれども、あり得るわけあります。今回の煙も事故でありますから、事故の際に連絡系統をもう明確化されておるとは思いますけれども、再度確認をしていただきたい、地元、町にこういう問題が起きてしまったというようなことを、連絡体制を確立していただきたいということで、これ要望ですけれども、お願いをしたいと思います。

いろいろ述べておりますけれども、要は公害が出なくて何か作っているということであれば、これはそれをやめてくれということもなかなか言いにくい。またこれから同じような事故が起きれば、もうこれは困ると、本町から出でていってくれというようなことを言ってもおかしくはないと思います。どうかこの辺、近隣の方、非常にご迷惑しておりますので、ひとつよろしく対応をお願いしたいと思います。

以上ですけれども、担当課でも何かございますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 今おっしゃっていただいた、例えば黒煙、悪臭の関係でございますけれども、今、事業者と、規制する本課であります千葉県の大気保全課でありますとか水質保全課、こういったところと、その装置、製造過程については協議中であることをご報告申し上げます。

また、見学会につきましても、先方、会社さんのはうと、要望を申し伝えて調整を図ってまいりたいというところでございます。

また、最後の事故時の連絡体制というところでは、当日参加もしていただきましたけれども、11月30日の説明会にも参加いただきましたけれども、消防本部をはじめ警察方面とも共有して、体制を整えてまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。いろいろ疑問点を何個か述べましたけれども、あくまでも個人的な考えでありますので、その辺、ご了解いただきたいと思います。

当日、消防もいっぱいの方が来ておられました。何も発言はなかったわけですけれども、消防法の問題とか、一番問題はタンクの関係の問題。

要は、あそこにタンクがあるから、あれを何か使いたいんだというような感じで受けておるわけですけれども、あのタンクがもう駄目だと、直さなきや使えないよということであれば、あそこにいる意味がだんだん失せてくるのかなということで、個人的なことを言わせてもらえば、ないほうがいいという工場じゃないかと思うんですけどもね、一概にこんなことを言っちゃいますと、また先方からお叱りを受けるかもしれません

けれども、中山間地が公害で困るということについては大変なことでありますので、ひとつ前向きに町も対応し、また先ほどから言っているとおり見学のほうも、地元の方、消防の方、役所の方、全体で一回見せてもらうことがいいのかなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひいたしまして、この問題はこれで終わります。

次に、防災対策ということで主要河川等への監視カメラの設置、また動画配信による情報提供をしてはどうかという提案でございます。

先ほどからいろいろ災害の関係、一般質問にも出てきましたが、この9月には大雨がまた降りまして、本町では幸いにも人命に被害はなく、幸いだったと思いますが、それでも床上・床下浸水がありまして、大変な災害であったということで、現在復旧中ということでございます。

最近の気候の変化によりまして、想像のつかない雨が急激に降ってくるというようなことがあります、地震とか、先ほどの地震とかから見れば、大体、急に来るわけじやありませんので、数時間前には変だなということが大体分かってりするのが雨でございます。

提案と申しますのは、町の主要な箇所、増水の経験があつたところ等に監視カメラを設置しまして、インターネットもしくはLINEとか等々で、町民の方が今の河川の状況が分かると。夜になりますとなかなか、赤外線カメラとかいろいろあるんでしょうけれども、それは別としまして、町民の方が、今、あそこはこんなに雨かと、行かないほうがいいなというようなこと。

なかなか、降りますと状況が分からぬですね。自分の周りしか分からぬ。自分の住んでるところしか分からぬということで、そういうものを配信してはどうかというご提案でございます。

県では、既に水位計やカメラを主要な、一宮町だとかに設置して、私も何か所か見に参りました、この間の9月の水害でも、茂原市の上茂原の後ろの川の映像が出ておったのを見た記憶があります。

技術がいろいろもう進歩しております、昔のでかいカメラを設置するということをしなくても、言ってみれば携帯カメラのレンズのようなもので、もう相当の解像度で画像が撮れるという時代になってしまいました。あとはその映像を、電波にするか、信号でケーブルで持ってくるかというところでありますけれども、費用面も考えながら、例えば長南郵便局の前だとか三途川のほうとか、ほかにもいろいろあるでしょう、そこに設置してみたらどうかというご提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　河川の状況を個人が確認できることは、避難準備をする上でも大変有効な手段でございまして、現在、インターネットの国土交通省の川の防災情報におきまして、千葉県内の河川の水位や静止画を閲覧することが可能でございます。本町内には、須田地先松ヶ枝橋に水位計が設置され、給田地先埴生橋には監視カメラが設置され、豊原地先豊原橋には水位計が設置されておりまして、常時インターネットで閲覧することができる状況となっております。

このようなことから、県に設置箇所を増やしていただけるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　県に要望してやってくれるにこしたことはございません。一生懸命当たっていただい

て、早急に県がやってくれるのであればお願ひしたい。

どうしても県も、範囲が広うございますから、なかなかできないよということもあるうかと思いますので、研究するだけは別によろしいと思いますので、どういう機械でどうやってどうやるとできるんだなと、コストを十分考えながらの話でございますけれども、僕は、そこに常時設置、置いておく必要はないんじゃないかなと思うわけですね。先ほども言ったとおり、地震はいつ来るか分かりませんけれども、降雨については大体、そんなに瞬時に来ないということで予想ができるわけで、そのときにその定点に行って置いてくるということをしたらどうかということを思っておるところでございます。

もう一個、さつき、県が3か所、4か所、もっとほかにもあるんですけれども、定点カメラ、水位計をつけてあると。水位計のデータ、画像を我々町民が簡単に見られるというようなことを町民に周知、指導していくだくといいかなと思っております。

今、皆さん、携帯を持っていますから、携帯のLINEの映像か何かでちょっと出してもらってもいいのかなという気がしますけれども、その辺、また知恵を出してもらって、なるべく安いコストで最高の利益を得るということで、ひとつ十分検討していただきたいと思います。

県がやってくれるのであれば県に早急にまたお願ひをして、ひとつ前向きによろしくお願ひをいたしまして、この質問は終わります。よろしくお願ひいたします。

次に、少子高齢化ということで出産長寿祝い金、主に出産の祝い金なんでございますけれども、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

担当課に近年の新生児の状況を確認させていただきました。年度別で令和元年度が19人、2年度が27人、3年度が26人、4年度が20人、本年度が途中ですが11人ということで、20人前後じゃ困ったものだなというのは皆さん誰も思うことでございます。

私の住む中山間地も、5年たつともう人がいませんので空き家が増えて、耕作放棄地がさらに増えて、田んぼの中に大きな木が生えることも、そう遠い話ではないというようなことの状況であります。

どうしても国が豊かになりますと子供が減っていくというのは、これはもうよその国でも多分そうなんでしょう、結婚しなくなる、子供をつくらなくなるというのが普通になってしまったということあります。

日本では、輸入の小麦が幅を利かせて米は余っているという状態でしょうから、農業者がこれによって減つても何とかなるんでしょうが、このままでは日本人の日本が存続できるのか、外国人の日本となるのか、全国民がこの辺、危機感を共有しないといけないと思うような時期だと思っています。

このような状況下において、町では一人でも多くのお子さん、新生児誕生を期待するわけでございますが、町では長南町出産祝金支給要綱により、新生児の誕生を祝福し、第1子、第2子には10万円、第3子以降には30万円の祝い金を渡しておるところでございます。

要綱の第4条には出産祝金支給申請書が示されておりまして、口座振込の依頼の欄があります。確認でございますが、これは全て、今のところ口座振込で銀行に入れているということでよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君）　出産祝い金につきましては、全て口座振込とさせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

そこでご提案ですが、私は新生児の祝い金は、町長が自らお宅に赴いて、若いご夫婦に直接お渡ししてお祝いを申し上げるというのがよろしいのではないかなど、これは提案ですが、そう思っております。先ほどのとおり、近年の新生児は約20人ちょっとでございますので、1日に20人もあるわけじゃないんですから、時間的には何とかなるんじゃないかなと思うところでございます。

若い保護者と接触できる絶好の機会だと思うわけであります。ここで、子育てについて町への要望をお聞きしたり、子育ての問題点や対応策が見えることもあるのではないかと思うところでございます。

聞くところによりますと、最近、第3子、3人のお子さんをもうけるご夫婦も増えていると聞きます。子供が育つには1人よりも2人、2人よりも3人と、きょうだいが多くいるにこしたことはないわけであります。

また、聞くところによりますと、高齢者について、祝い金を持っていこうとすると、いいよ、銀行に入れてくれと言うんですかね、というようなリクエストがあるということありますけれども、分からぬことはありませんが、新生児については町長自ら赴いていってはどうかなという、町長へのご提案でございます。いかがでしよう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 加藤議員から、今、ご提案がありました。

たしか出生祝い金についても、第3子以降、30万円にしたらどうかって、これも加藤議員からの提案で実現させたというような記憶がありますけれども、確かに私が直接お祝いを持参する、これは大きな意義があると思います。ただ、思いますけれども、やっぱり相手の都合もありますので、そういうところはちょっと加味しながら、今後検討させていただきたいと思いますけれども、子育て中の親御さんとのいろんな懇談については、あらゆる機会を通じて積極的に設けているつもりなんです。ついこの間も、保育所の親御さん、役員の皆さんですけれども、十数名と、今後の子育て支援の在り方についてご意見をいただいていると、そういうようなこともありますて、できるだけ子育て中の親御さんとの接触を図ってまいりたいというふうに今後も思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。現状もいろいろとやっておるよということでございます。

先方の都合もございますから、その辺、またよくご検討していただき、なるべく、1人の方は2人、もう一人産んでもらう、2人なら3人というようなところしかもう望みがないものですから、ひとつよろしくお願ひします。

それから、今回ちょっとお聞きしませんけれども、次回、また結婚相談事業の状況についてお聞きしたいと思いますので、また次回はこの件、よろしくお願ひをいたしまして、この件は終わりにします。

次に、住民との懇談会についてということで町長にお聞きするわけでありますけれども、町長は町民との交

流を図る一環として、町民との意見交換会なるものを催したと思います。町民と直接、町長が対話するということは非常にすばらしいことありますし、町民との対話は、議会のほうもこの辺よく勉強して、参考にしていかなくちゃいけないと思っておるところでございます。

この対話の結果について、町の広報等でお示しいただいておると思いますが、今回の何回かに分けて行いました町長との懇談会の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野　勉君）　町長との住民の懇談会の関係ですけれども、今年度は9月30日土曜日、10月1日日曜日に開催を、座談会のほうをさせていただきました。

今回は、より多くの方のご参加をいただけるよう、年代別に時間を分けて開催をさせていただきました。それぞれの結果といたしまして、10代から30代の部におきましては、中学生5名を含みます10名の町民が、40代から50代の部におきましては4名の町民が、60代以上の部においては9名の町民のご参加をいただき、合計で23名の参加をいただいたところでございます。

主な内容といたしましては、医療費助成の関係ですとか町の人口の減少、子育て世帯への支援について、また中学生からは、通学途中の横断歩道に信号機がついていないため、なかなか車に譲ってもらえないで困っていますという意見、ほかにも空き家の問題ですとか、9月に発生しました台風第13号の接近に伴う災害対応や消防団についてなど、年齢に応じまして懇談の内容も多岐にわたる意見交換となりました。

なお、この座談会で出ました主な内容につきましては、広報ちょうなん11月号及び町ホームページにも掲載をしてございます。

今回の懇談会は、昨年よりも10から30代の参加率が高くなっています、年代別に開催をさせていただいたということで、若い世代の方々の参加率が高まったということがうかがえます。

次年度以降につきましても、この座談会につきましては、幅広い層の住民と直接対話ができると、そのような機会と捉えまして、継続的に実施をしていくことで、町の考えですとか方向性を直接住民の方に伝えながら、住民の皆様の考えも町政運営の一助とさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　分かりました。

そこで、町長にお聞きしたいわけですけれども、今回の23名が町長と懇談したということで、この中で、いや、これはすばらしい意見だなとか町長が思って、これはいいなと、何点か、1点でも何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君）　今回、年代別に開催させていただいたわけですけれども、各層から生活の実態において質問があった。いろいろ幅広い層から意見をいただいたということについては、非常によかったかなというふうに思っております。人数も1グループ10名前後が一番話しやすく、議論しやすいので、それもよかったです。

なというふうに思っています。

その中で、やはり町民の皆さんも長南町のことを非常に心配して、今後の先行きの問題というものをそれぞれしっかりと捉えているなというふうに思っています。特に人口減少、少子高齢化、これはもうごく普通の言葉になってしまっていますけれども、それをあえて自らしっかりと捉えて、どうしたら人口減少を食い止められるのか、そういうものを真剣に考えてくれていると、そういうものが伝わってきており、これはもう将来の長南町のまちづくりに非常にいい意味でよかったかなというふうに思っています。

そういうことでいろいろ意見をいただきまして、先ほど具体的な話については課長のほうから答弁しましたので、そういうことをしっかりと受け止めながら、今後のまちづくりに努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。非常にいいことであります、23名、もうちょっと多いといいなという気がしますけれども、それは執行部の話ですからあれですが、先ほども言ったとおり、議会も町民の意見をどんどん聞いていくというシステムをつくっていく必要があるのかなと思って、ありがとうございました。この問題を終わりにいたします。

次に、住民の健康診断についてということで、乳がん検診の状況と対策についてという要旨でございますが、がんにもいろいろ種類がありますが、今回、ここでは主に女性が罹患いたします傾向が多い乳がんについて、町の状況についてお聞きするわけでございます。

今や女性9人に1人が乳がんになる時代のようです。日本人の女性が乳がんで死亡する割合は、年々増加の一途をたどっておりまして、現在、年間で約1万5,000人以上が亡くなっているということを情報として耳にします。これは、乳がんを罹患、発症した人の約3割ぐらいというようなことのようですが、若干変動はありますけれどもね。

この乳がん増加の背景には、よく言われておりますのがライフスタイルの欧米化が指摘されておるところであります。高カロリー、高脂肪の食生活による思春期女性の初潮の低年齢化とか、肥満、晩婚、少子化による第1子出産までの期間の長期化なども危険因子ではないかという報告もあるところであります。

乳がんは20代から徐々に増え始めて、40代、50代がピークで、だからといって年を取って安心できるものでないと。お年を召しても乳がんになる可能性はいっぱいあるんだというようなことのようであります。

この予防には、生活習慣を改善することが大切のようでありまして、そのほかにストレスや運動などの知識も必要とされているようであります。

そこで、本町の乳がんの検診の状況について、担当課にお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 町が実施しております乳がん検診の受診者数と検診結果でございますが、令和3年度は、受診者737名に対しまして、精密検査が必要とされた方は20名で、そのうち、がんの疑いがあり、医療機関の管理となった方は2名いらっしゃいます。令和4年度では、受診者713名に対し、精密検査が必要とされた方は11名で、そのうち、がんの疑いがある方は1名となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 一、二名が、がんの疑いが最近あるということで発見されたということありますかね。

これは私の持論ですけれども、あるドクターがこんなことを言っていました。乳がんは乳製品で、大腸がんは加工品で、子宮頸がんは砂糖で、クロール病などは小麦で、統合失調症は油が原因でこういう病気を発症するよと。当たっているとは思いませんけれども、遠からじかなと思います。

乳がんは、検診による早期発見に努めることが重要と言われておるわけです。それはそのとおりで、早く発見することは非常に大事ですが、私、根本的には、がんにならないようにするんだというところまでいきませんと、この対策は片手落ちだということであると思うわけあります。

ライフスタイルの欧米化が大きな問題とされているようで、食生活、運動、ストレスが大きな原因と先ほどからも言っておりますけれども、戦後の日本人の食生活を見ますと、パンやケーキとか小麦製品、乳製品、こういうのがもう戦後、もう全く違う状況になってしまったと。最後に女性は別腹だと言って甘い物を食べたり、そういうことをいろいろ聞くわけでございますけれども、別腹というのではないわけでございまして、こういう小麦、乳製品の摂取によって米が余ってしまうというようなことにも関係しておるわけであると思います。

さらに、加工品、言ってしまえばコンビニで売っているとか、どこかスーパーで売っているとかいう、調理をしなくてもすぐ食べられるものですが、これらのものにはいろいろな添加物が加えられているようです。現在、日本では900種類の添加物が承認されておるということありますけれども、これはアメリカの7倍以上を使ってもいいですよというふうに国は許可していると。添加物天国というようなのが日本の現状のようございます。

早期発見は大事ですけれども、これはがんだけに限るわけではありません、ほかの病気にも全て関係しているわけでございます。

昔、古代のギリシャにお医者さんがいまして、ヒポクラテスって聞いたことがある人もいらっしゃるかと思いますが、幾つか名言を残しております。そのうち3つ、ちょっと語らせてもらいますと、なんじの食事を薦とし、なんじの薬は食事とせよと。食べ物は一種の薬なんだよということを言っておると。それから、病気は食事療法と運動によって治療できるんだと。最後に、食べ物で治せない病気は医者でも治せないと。これは日本の医食同源にも近いあれですけれども、そういうことを言っている。古代ギリシャの時代から、食べ物は大事なんだよということが言われておる。食べ物の質、量の、食べる量の問題だと思いますけれどもね。

これは、いろいろ皆さんもご存じかと思いますが、がん細胞は、健康な人でも1日約5,000個、毎日5,000個できているんだと、体の中に、細胞の中にですね。ですが、全ての人ががんになるわけではないわけあります。これは、皆さんのが、我々が持っている免疫力によってそのがんを殺していっているから、がんにならないというようなことのようあります。すなわち、免疫力が落ちますと、乳がんに限らず全ての病気になると。乳がんの問題は、遺伝もあるようですから何とも言えませんが、乳がんの部位がリンパに近く、このリンパに乗って体中をすぐ巡ってしまって、肝臓や肺や骨や脳などに転移するということで、乳がんは一番、そういう面じゃ厄介ながんだということが言われておるわけあります。乳がんの早期発見も非常に大事でありますけ

れども、町としては、乳がんにならないような施策を講じていく必要があると思います。

次に移りますけれども、似たような感じで恐縮ですが、生活習慣病予防のための特定保健指導ということで、今はちょっと乳がんに特化してお聞きしたところですが、がんを含む生活習慣病、五大生活習慣病といいますと、がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患という五大生活習慣病がありますけれども、この関係について町はどのような指導をしておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君）　町では、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病予防のため、国民健康保険に加入されている40歳から74歳の方に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行っております。

町の特定健診の受診率の推移でございますが、令和元年度までは受診率が伸びておきましたが、令和2年度以降、新型コロナの影響を受けまして受診率が下がっている状況でございます。

直近の受診者数でございますが、令和3年度は723名で受診率は41.9%、令和4年度は717名で43.7%となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君）　時間もあまりなくなってきちゃいましたけれども、最近における日本の医療費は、約45兆円前後であると言われておるようであります。日本の防衛費は医療費の約13%の6兆円ぐらいです。

医療費は年々増加をしておりまして、50年代は5兆円、10年代では30兆円、現在は45兆円ということで、もう右肩上がりの状態で、今後も策を講じなくてこの食生活、この運動をしていきますと、日本人はみんな病気にされてしまいまして、医療費がまだまだ上がっていくことが想像されるわけであります。

この医療費については、公的医療保険によって窓口負担は1割から3割とかですけれども、結局は皆さん、税金で払っているということであります。問題は、この45兆円の行き先でありますけれども、結局、病院だとか、前も言いましたけれども、医師や薬メーカー、医療機関関連の事業者に行っていると。悪い表現をすれば、これらの方が山分けしていると言っても過言ではないと思うわけであります。医療関係者は、患者は神様でございますから、国民が健康になってしまいとおまんまの食い上げということになってしまいます。だからといいまして、医療関係者のために病気になってはいけないと思うわけであります。

食の見直し、これが必ず必要だと思います。先ほども言っているとおり、ライフスタイルが欧米化したことによって、肥満をはじめとする生活習慣病が起きていることは間違いないと思います。

そこで、先ほども話に出しましたが、人は病気から身を守る免疫力というのが備わっておるわけでございます。この免疫力は、加齢や生活習慣によって変化したり減少したりするようです。免疫力の減少が死を招いたり、回復に時間がかかったりしてしまうというわけであります。

いかにこの免疫力が大事かということが如実に分かるのが、難しい病気に後天性免疫不全症候群、略称でエイズというのがあります。これは免疫を大幅に低下させるウイルスによって感染するわけであります。免疫力が大幅に下がっちゃうと、もうなくなっちゃうと言ってもいいのかもしれませんけれども、ちょっとした簡単な病気になっても、免疫がありませんから死に至ってしまうということであります。

免疫を大事にする、上げる施策を、長南町の町民の免疫を向上させる運動とか、要は後で検査して分かるんじやなくて、その前に施策を講じて、なるべく病気になる人、なってもすぐ治る人を増やしていくかないと、医療費が大変なことになってしまうわけあります。

もう時間がありませんから、議長、今回お願いしている次の質問は割愛しまして、次回に回しますので、教育委員会の方、よろしくお願ひいたします。

結局、人間の健康は免疫が大事だということあります。

話は変わりますけれども、最近のニュースでは中国でまた肺炎がはやってきておるということで、子供たちが多くかかっているという話も聞きます。安心はできません。コロナの二の舞にならなきやいいなということあります。

今日、担当課から新型コロナワクチンの接種の状況のデータを頂きました。かいつまんで言いますと、春接種では2,200人程度、現在行っている秋接種では1,500人程度、まだ時間がありますからさらに増えるでしょうけれども、この中で7回目の人も、65歳以上、結構いらっしゃるということあります。そんなに打って大丈夫なのかなという心配を私、するわけでありますけれども、千葉県でも、この予防接種で338人が被害届出制度に基づいて申請をしておるということで、この中で認定された人が、これはコロナの影響ですねと認定された人が116人と。死亡の申請は52名ありましたけれども、2名はコロナで亡くなりましたということあります。全国では、申請が9,000、約1万、そのうちコロナが原因だと認定された方は5,000人、ワクチンで亡くなつた方は200人を超える状況にあるということでございます。

こういうふうに、結局はもう免疫力が下がつくることが一番いけないと、免疫力を下がることをしゃいけないと。じゃ、免疫力を上げるにはどうしたらいいかということですが、先ほども言いましたが、本町でも、検査もいいですけれども、その前の免疫力を下げない、上げる施策を打ち出して、なるべく病気になる人を減らす、なつても早く治つてもらうということで進んでいただきたいと思います。

ひとつこの辺、町長、また意見は求めませんけれども、よろしく担当課と協議をしていただいて、保険課長もその辺、十分勉強していただいて、病気から町民を守る。それでも少ない町民ですから、一人でも大事でございます。その辺よろしくお願ひいたします、予定しております件は次回にお回しさせてもらいます、時間がありませんので、ひとつ、また勉強してまいりますので、よろしくお付き合いを願いたいと思います。

それでは、時間がちょっとありますけれども終わりにします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、10番、加藤君の一般質問は終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、8日の午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでございました。

（午後 2時51分）